

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」  
開催要綱（案）

## 1. 趣旨

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしており、新型コロナウイルス感染症への対応においては、その重要性が改めて認識されたところである。

一方、公立病院は、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け自治財政局長通知）を踏まえ、令和 2 年度までを標準対象期間とする新公立病院改革プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や再編・ネットワーク化などの様々な経営改革に取り組んできたが、依然として、医師不足等による厳しい経営状況が続いている。今般の感染症対応では、感染症拡大時に備えた平時からの取組の重要性が浮き彫りにされた。

また、地方財政審議会からは、「各地方自治体における公立病院改革に関するこれまでの取組を検証するとともに、厚生労働省における感染症への対応を踏まえた地域医療構想の考え方等も勘案しながら、感染症への対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めるための方策を検討すべき」（令和 3 年 5 月 21 日「感染症を乗り越えて活力ある地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」）との意見が示されている。

このような状況を踏まえ、感染症対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院に対する新たなガイドラインや地方財政措置について検討するため、検討会を開催する。

## 2. 名称

本検討会は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## 3. 構成員

別紙構成員名簿のとおりとする。

## 4. 運営

- (1) 検討会に座長を 1 人置く。座長は、検討会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料を非公表とすることができる。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

## 5. 庶務

検討会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課及び準公営企業室が行う。

持続可能な地域医療提供体制を確保するための  
公立病院経営強化に関する検討会 構成員名簿

(敬称略、構成員は五十音順)

(座長)

堀場 勇夫 地方財政審議会会長

(構成員)

伊関 友伸 城西大学経営学部教授

小池 創一 自治医科大学医学部教授

辻 琢也 一橋大学国際・公共政策研究部教授

沼尾 波子 東洋大学国際学部教授

星野 菜穂子 地方財政審議会委員

望月 泉 岩手県八幡平市病院事業管理者 (全自病協副会長)

八木 聰 兵庫県病院局病院事業副管理者

和田 頼知 公認会計士 (経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー、  
元有限責任監査法人トーマツパートナー)

(オブザーバー)

鷺見 学 厚生労働省医政局地域医療計画課長